

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画素案からの変更点
複合型サービス（訪問介護と通所介護の組合せ等）

国が令和6年度介護報酬改定に向け、地域密着型サービスの一つとして検討を進めていた新たな複合型サービス（訪問介護と通所介護の組合せ等）については、本市の第9期計画素案に、在宅サービスの充実を図るため整備を進めていく旨記載したところである。

今般、国の令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日）において、新たな複合型サービスの創設については、引き続き総合的に検討を進めていくべきとされたことから、第9期計画案では新たな複合型サービスの記載を削る。あわせて、引き続き本市が複数のサービスを組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めていく旨の記載に変更した。

第9期計画案	第9期計画素案
P89 第5章 介護サービスの充実 第1節 サービス提供体制の確保 主な取組 2 在宅サービスの充実 ○在宅の要介護者等の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、 <u>複数のサービスを組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> の整備を進めます。	P79 第5章 介護サービスの充実 第1節 サービス提供体制の確保 主な取組 2 在宅サービスの充実 ○在宅の要介護者等の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、 <u>訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせて提供する新たな複合型サービス</u> の整備を進めます。

【参考資料】

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日 社会保障審議会 介護給付費分科会）60 ページ

Ⅲ今後の課題

【複合型サービス（訪問介護と通所介護の組合せ等）】

「訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスの創設については、より効果的かつ効率的なサービスの在り方について実証的な事業やその影響の分析などを実施し、規制緩和や職員育成の観点、事務の効率化や組み合わせるサービスの種類、集合住宅へのサービス提供の在り方等含め、引き続き総合的に検討していくべきである。」